

令和5年9月29日三春町議会9月第1回会議を三春町議会議場に招集した。

1 応招議員・不応招議員

1) 応招議員（14名）

1番 本 田 忠 良	2番 橋 本 善 次	4番 新 田 信 二
5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一	7番 佐 藤 一 八
8番 三 瓶 文 博	9番 松 村 妙 子	10番 篠 崎 聡
11番 佐久間 正 俊	12番 橋 本 善一郎	13番 影 山 常 光
15番 影 山 初 吉	16番 佐 藤 弘	

2) 不応招議員（なし）

2 会議に付した事件は次のとおりである。

発委第 9号 新田信二議員に対する議員辞職勧告決議について

令和5年9月29日（金曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 本田 忠良	2番 橋本 善次	4番 新田 信二
6番 鈴木 利一	7番 佐藤 一八	8番 三瓶 文博
9番 松村 妙子	10番 篠崎 聡	11番 佐久間 正俊
12番 橋本 善一郎	13番 影山 常光	15番 影山 初吉
16番 佐藤 弘		

2 欠席議員は次のとおりである。

5番 山崎 ふじ子

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長	永山 晋	書記	橋本 和宜
		書記	佐藤 祐梨子

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂本 浩之
副町長	伊藤 朗

総務課長	宮本 久功	財務課長	菊田 誠子
企画政策課長	渡辺 淳	住民課長	佐久間 島宏
税務会計課長	荒井 公秀	保健福祉課長	佐久間 美代子
子育て支援課長	影山 清夫	産業課長	遠藤 晃
建設課長	新野 恭朗	企業局長	大内 広三

教育長	添田 直彦	教育次長兼 教育課長	藤井 康
生涯学習課長	鳴原 健二		

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和5年9月29日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会議日程の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案の提出
- 第5 提案理由の説明
- 第6 議案の質疑
- 第7 議案の審議

6 会議次第は次のとおりである。

（開会 午前10時00分）

..... 開議宣言 .....

○議長 ご苦労様です。

傍聴者の皆さんに申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモード

に設定していただきますよう、お願いをします。

○議長 　ただいま出席している議員は13名です。したがって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しており、会議は成立しました。

○議長 　ただいまから、令和5年三春町議会9月第1回会議を開きます。それでは脱衣を許します。

○議長 　お諮りします。本会議の議事日程は配布した令和5年三春町議会9月第1回会議議事日程のとおりとすることに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 　異議なしと認めます。

よって、掲載の議事日程のとおり決定しました。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 　日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番鈴木利一議員、7番佐藤一八議員の両名を指名します。

…………… 会議日程の決定 ……………

○議長 　日程第2により、会議日程の決定を議題とします。

お諮りします。

本会議の日程は、本日1日限りにしたいと思いますが、異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 　異議なしと認めます。

よって、本会議の日程は、9月29日の1日限りと決定しました。

…………… 諸般の報告 ……………

○議長 　日程第3により、諸般の報告をします。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、執行側からの説明及び答弁のための出席者は、配布してある届出の写しのとおりであり、議場の席次については、配布してある「議場席次図」のとおりであります。

ここで、4番新田信二議員の退席を求めます。

（4番議員 退席）

…………… 議案の提出 ……………

○議長 　日程第4により、議案の提出を行います。

提出議案は、配布した議案書のとおり、発委第9号「新田信二議員に対する議員辞職勧告決議について」の1議案です。

…………… 提案理由の説明 ……………

○議長 　日程第5により、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会副委員長。

○議会運営副委員長 　発委第9号「新田信二議員に対する議員辞職勧告決議について」

三春町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出するものとする。

令和5年9月29日提出

提出者 三春町議会議会運営委員会副委員長 佐久間正俊

決議の趣旨につきましては、議案書及び趣旨説明のとおりであります。

以上、提出するものであります。

ご審議のうえ、可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

…………… 議案の質疑 ……………

○議長 日程第6により、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは発委第9号の提案理由の説明に対する質疑です。

○議長 発委第9号「新田信二議員に対する議員辞職勧告決議について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

○議長 ここで議案調査のため、暫時休憩します。

…………… 休憩 ……………

(休憩 午前10時04分)

<休憩>

(再開 午前10時09分)

…………… 再開 ……………

…………… 議案の審議 ……………

○議長 それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き再開します。

○議長 日程第7により、議案の審議を行います。

発委第9号「新田信二議員に対する議員辞職勧告決議について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

ないようですので、これで討論を終結します。

ここで、決議文を議会事務局長より朗読させます。

○議会事務局長 はい。朗読いたします。

新田信二議員に対する議員辞職勧告決議

令和5年9月7日、新田信二議員は、令和5年9月5日告示の三春町議会議員一般選挙における当選予定者である小林孝氏宅を訪れ、当選証書を受け取らないよう長時間にわたり執拗に要求した事実が判明した。

三春町議会基本条例第21条では、「議員は、町民全体の代表としてその倫理性を常に自覚し、町民の疑義を招くことのないよう行動しなければならない」と規定されており、議会における諸活動だけでなく、私生活においても法令を遵守し、高い倫理観と自立性の下に行動することが求められている。

今回の行為は、地元を同じくする町議会議員候補者に対する不当な圧力と強要であり、さらには公職選挙法にも抵触するおそれがあるものであると判断されることから、三春町議会として決して許容・看過することはできない。

よって、新田信二議員は、町議会議員として政治的、道義的責任は免れず、議員職にとどまることは道義的に断じて許されるものではなく、事態の大きさを真摯に受け止め、速やかにその職を辞するよう勧告するものである。

以上、決議する。

令和5年9月29日 福島県田村郡三春町議会

○議長 これより発委第9号を採決します。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、可決されました。

ここで、4番新田信二議員の出席を許可します。

(4番議員 出席)

…………… 散会宣言 ……………

○議長 これで本会議の日程はすべて終了しました。

以上で、令和5年三春町議会9月第1回会議を散会します。ご苦労様でした。

(閉会 午前10時13分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年9月29日

福島県田村郡三春町議会

議 長 佐 藤 弘

署 名 議 員 鈴 木 利 一

署 名 議 員 佐 藤 一 八

議案審議結果一覧表

議案番号	件名	採決	議決の状況
発委第9号	新田信二議員に対する議員辞職勧告決議について	全員	原案可決